

建築基準法第52条第8項の規定による住宅系建築物の容積率の緩和を適用しない区域の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第8項第1号の規定により、市長が指定する住宅系建築物の容積率の緩和を適用しない区域は、小平市の区域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域及び商業地域の区域とし、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月24日

小平市長 小林 正 則